

講演 「DV～東日本大震災の影響を踏まえて～」  
もりおか女性センター センター長 田端八重子

皆さん、こんにちは。岩手県盛岡市から参りましたもりおか女性センターの田端八重子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、さっそく DV について、皆さんは既にご存じで、釈迦に説法かなと思っはいるのですが、ご存じの方も改めて聞いていただけたらと思っしております。

2001（平成13）年に施行されました「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」では、DVとは、親密な関係の間に起る暴力のことと定義をされておりまして、重大な人権侵害であり、犯罪となる行為であると書かれています。今、若い人たちの間で起っている「デートDV」についてもDVと本質は同じだと私どもは考えております。DV防止法は、その後、2回改正されています。私ども女性を支援している現場といたしましては、この法律があることで、当事者の方たちと直接向き合いながら、日々職務に専念しているところでございます。

DV防止法は2回の改正によって、公的な機関による支援の仕組みが作られました。その仕組みは3本柱で構成されております。保護命令、配偶者暴力相談支援センター、そして警察です。それぞれの役割がしっかりと定められたと考えております。そして、これら機関には、切れ目のない支援、関係機関との連携、それから被害者の方の安全を確保することが求められており、私たちが絶えず心にとめながら相談の事業を展開しております。

将来、第3次改正も考えられますが、その際、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者“等”からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」になればいいと思っしています。なぜ「等」を入れて欲しいと提案したいかといいますと、1つは、デートDVが現行の法律には含まれていないためです。現場では、若くしてデートDVに遭う方たちの支援も行っっており、一時保護もしております。ただ、法律に含まれていないことが私たちにとってはとても弱みになっているのです。デートDV、それから男女間だけでなく、セクシュアル・マイノリティの方たちについても、法律に含めていただければ、私たちとしても法律の後ろ盾を頂きながらしっかりと支援をしていけると考えております。

DVの中でも、今一番問題になっておりますのが、デートDVです。被害者支援の実施には、現行の法律や制度を運用してできるのは、18歳ま

では児童虐待防止法で対応することができます。20歳からは売春防止法で対応することができます。しかし、18歳から19歳は抜け落ちしており、どちらからも漏れてしまいます。これを解決するためにも、ぜひこの「等」という言葉をお願いしたいと考えております。

DVとは、私たちが一番大切にしているもの、失いたくないものを捨ててしまったり、失ってしまう状況に置かれます。安全な暮らしをしたい、自分が選んだ所で住みたい、友だち付き合いも自分が選んだ友だちと付き合いたい、仕事をちゃんとしたい、趣味を持って人生を楽しみたい、それから、経済的な自由を得る、自分の領域を確保する、教育を受ける、自己決定をする、自分らしく生きる、こういう私たちが日常生活をしている当たり前のことが、DVの被害者になることですべてが奪われてしまいます。実際、DVを解決するため、これまでの関係を断ち切らなければならない、そして、地域で活動してきたことも捨て別の所で暮らさなければならないということが起こっています。その人自身に責任はあるのでしょうか。その人が守られている、人権が守られているのだろうかということ、常に私たちは考えながら支援をしております。

私ども、もりおか女性センターでは、女性による女性のための相談窓口を開設しております。昨年1,992件あった相談件数のうち、DVは50.15パーセントでした。とうとう半分を超えました。どんなに苦しい思いで私どもに駆け込んでいらっしゃるのか、相談しにいらっしゃるのか。相談しようと思っても、さまざまな理由から、足がなかなか向かない方も多いと思います。そのような状況の中で、もう駄目だ、もう相談するしかないという気持ちで私どもに来てくださる。そのような方たちが半数を超えたということでございます。ですが、この件数も氷山の一角だろうと私たちは思っています。

内閣府では、毎年「男女共同参画白書」を発行しております。平成23年度版を見ますと、成人女性の3人に1人は、何らかの被害、いわゆる身体的暴力、心理的攻撃、性的強要のいずれかの1回でも受けたことがあると回答しております。(女性：33.2パーセント、男性：17.8パーセント)

警察庁の資料を見ますと、昨年の「配偶者間（内縁を含む）における殺人、傷害、暴行の被害者の検挙数」について、殺人は年間158件ありました。そのうち、女性が被害者であるケースは89件、4日に1人の割合で配偶者によって妻または内縁関係の女性が殺されていることとなります。傷害や暴行ですと、女性の被害者が圧倒的に多くなります。傷害の場合は1,415件のうちの93.6パーセント、暴行の場合は1,518件のうち93.2パーセントが女性です。1日に3人の方たちが傷害や暴行を受け

ている数字です。

すこし視点を変えますと、殺人の件数について、女性と男性の件数はあまり変わらないじゃないか、男性もこんなに殺害されているじゃないかと、お思いになるかもしれませんが、その数字の背景に「男性からの暴力」が存在していることも多々あります。DV というのは、結婚と同時に行われていたり、既に結婚前から行われていたりと長期的に行われているケースをよく聞きます。被害者の女性たちにしましては、もう自分が殺されるか、あるいは自分が夫を殺してしまうのではないかという、ぎりぎりのところまで来ていることが多いです。ある女性ですが、毎日、勤務から帰ってきた夫に暴力を受けるということで、布団の下に包丁を忍ばせているそうです。今晚、暴力を振るわれたらもう殺すしかない、そんなところまで彼女たちは追いやられています。

先日、岩手県でも DV に関わる殺人事件がありました。全国でたくさんあるケースのなかでも、衝撃的だったのですが、盛岡市近郊の町でその事件は起きました。夫が車のタイヤを取り換えるレンチを使って妻を叩いたようです。全身いたるところを叩かれているのですが、特に内ももをひどく叩かれていました。妻はひどい暴行を受け続けていました。内もものところに大変な傷ができ、そこで血液が梗塞してしまい妻は亡くなるのですが、何日間もその痛みに耐えながら、そこで生活をしていて、とうとう命を落とすというようなことになったわけです。

この事件のような暴力が行われていれば、先ほどの布団の下に包丁を忍ばせている女性をはじめ、多くの女性は自分が殺される前に殺すしかない、というようなところまで追い込まれていきます。私どもに駆け込んでくる、相談にいらっしゃる方たちは、そこまで追い込まれているのだなということがよく分かります。

また、男性が殺される件数が多いのは、男性が包丁を持って女性の首に突き付けたのを、女性が包丁を奪い取って刺してしまった、というケースが結構あります。そこまでの DV は、夫の側に問題があったのではないかなと思います。このような場合、私たちが裁判で意見書を書かせていただくことも当然出てくるだろうと思っているところでございます。

内閣府の「男女共同参画白書」に戻りますと、これまでに異性から無理やりに性交された経験がある方の中で、その被害に遭った時期をまとめた統計（総数 134 名）を見てみますと、小学生あるいはそれ以下が 13.4 パーセント、中学生が 5.2 パーセントです。既にここだけで 18.6 パーセント。性暴力の被害にあった方たちが約 10 人いますと、そのうちの 2 人は、中学生以下の時期に性暴力を受けているということがわかります。そして、中学生から 19 歳までは 20.1 パーセントですので、計 38.7 パー

セントの方たちが成人するまでに性暴力を受けているという結果が出ています。加害者につきましては、どういう人が性暴力の加害者であるのかを調べた民間の団体があります。その調査の結果では、実の父親が一番多かったと結果が出ているようです。何をされているのか分からないぐらい幼いときに、性暴力を受ける人たちがたくさんいるのだということも、ぜひ分かっていたきたいなと思っています。

私は、これまで1人だけ性暴力を受けた方とお付き合いをしたことがあります。実の父からの性暴力を受けてきた方です。偶然出会った方なのですが、2年間ほど、その方といろいろなお話をしたり、いろいろなことを一緒にしたりしてきたのですが、人格が崩壊しているといえますか、人格が壊れていると感じました。また、中学生の女子なのですが、多重人格の症状を現している人たちも何人かいます。その人の人権はどうなったのだろう。キャピキャピと友だちたちと遊び、将来を語る。それを奪う権利が誰にあるのでしょうか。私は、そういう方たちと会うたびに本当に悔しい思いをします。

昨年、内閣府からの委託事業で「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」を2月7日から、東日本大震災を挟んで3月の下旬までやらせていただきました。これは全国24時間対応の電話相談です。60代、70代の女性から、自分の受けた性暴力について、まだ忘れられない、自分から抜けない。こんなに長く生きてきたのにまだそのことが思い出されて、自分自身のこれからのことも考えると、本当にどうやって生きていこう、どうやって忘れればいいんでしょう、といった電話も何件も入っていました。性暴力は本当に被害者の一生をズタズタにする。その人の人生を返してあげてくださいと言いたいぐらいひどい状況になります。

相談先のこと、それから売春関係の事犯等につきましては、ぜひ「男女共同参画白書」をご覧くださいければと思っています。

次は「DVとは何だろう？」というテーマですが、DVは重大な人権侵害で、犯罪となる行為を含みます。根底には男女の不平等な関係があります。それから、個人的な問題として処理されることがとても多いのですが、そうではなく社会問題として、私たちはしっかりと受け止めなければいけないと思っています。

DVの本質と特徴は、経済力や社会的地位、体力などの「力」を利用して、相手を意のままに操るということです。ですので、DVの原因は何でもいいのです。父親が、帰ってきたとき、玄関でたまたま子どもの靴の脱ぎ方が悪いのを発見する。そのことがきっかけとなりDVが始まる。翌日、「昨日、お父さまにしかられたから、靴をちゃんと片付けましょう」と兄弟で靴を片付ける。今日はお父さまにしかられないだろうと思い、

テレビを観ている。すると、父親から「何だ、このテレビは。何をこんなくだらないテレビを見てるんだ」と、それからぐじぐじと理不尽に攻め立てます。加害者はきっかけを探し、見つけているのです。操るために暴力を使っている、選んでいるとしか私たちには思えません。そして、脅す、従属させる、孤立、隔離、脅迫、正当化、矮小化、軽視、否定など、さまざまなことを使って相手を支配しコントロールしようとします。

支配と従属の関係、男女の力の差こそ DV の構造なのですが、原因としては、ジェンダーバイアス、男女がこれまで対等な関係ではなかったことです。現代でも、家父長制であったり、家制度の名残があり、男性優位社会がずっと続いています。性別による固定的役割分業意識や慣習、社会通念がずっとそこを支配している。

暴力は放置するとエスカレートします。繰り返し行われます。そして、生命への危険度がどんどん増していきます。DV は外からとても見えにくい家庭の中で行われることもあり、夫婦や家庭内の問題としてこれまで民事不介入とされ、長い間放置されてきました。自己責任、好きで結婚したんだから別ればいいたろうと、個人の問題とされてきました。ですが、そうではない、社会問題として扱うという意識が広がり、これが DV 防止法の施行へとつながっていったと思っています。

次は DV のサイクルについてです。まず、暴力が起こります。その後、ほとんどの加害者たちは、謝り、許しを請い、そして優しい面を見せます。ここで女性たちは、本当はこの人はいい人なんじゃないか、本当は優しい人だったんじゃないか、暴力を振るっているときの彼は別人なんだ、私がいなければこの人を立ち直らせることができないのではないか、というふうに、思わせます。涙を流し、優しくなります。そして高価な宝石をプレゼントする。びっくりするような花束を抱えて帰ってきて妻の機嫌をとる。そしてしばらくすると、また、とげとげしい言葉や刺さるような言い方をして緊張を高めていきます。子どもに対してとても理不尽なことを言ってみたり、突っかかったり、そしてぐじぐじといつまでも文句を言っていたり、そうこうしているうちに、何かのきっかけを探して顔色がどんどん変わってくる。目がつり上がってくるとよく言います。そして、また暴力を振るう、というサイクルが多く行われています。「僕が悪かったから、こんなことはもう二度としない」と、念書を書いたりする人もいますが、結局、同じようなことがずっと繰り返されます。ですが、すべてこのパターンに入るとは限りません。暴力を起こしたまま謝りもしない、当たり前だ、みたいな顔をしている人たちも当然います。それから、緊張が高まっているときから暴力をふるうまであまり時間差がなく、絶えず何らかの暴力を振るうということもあります。

DVの種類については、「身体的暴力」「心理的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」「メールによる暴力」に分けられます。よくデートDVで見られますが、最近、メールによる暴力が多くなりました。メールを使い、相手が今、何をしているかを監視・管理する行為などが挙げられます。例えば、夫が仕事の休憩中に妻にメールを入れる。妻が気付かないでいる。そうすると、夫は勤務を終えて家に帰ってから「何をしていた」「どこに行っていた」と言葉の暴力や身体的暴力が始まっていく。DVは、1つの暴力だけではなく、この5つの暴力が複合的に行われるケースがとても多いのです。ほとんどがそうであると言えます。

DVの影響については、被害者の心身への影響は大変なものです。まず、一つ目は直接的な身体への外傷です。二つ目は混乱と動揺です。「こんなはずじゃなかった」→「どうして？」→「あんないい人だったのに」→「暴力を振るっているときだけなのよね」と、結局頼るところは夫しかないと妻の思考をコントロールし、そして、その日の気分で二極の指示を出します。「そんなに言うんだったら勝手にすればいいだろう」と夫は言うが、妻が「じゃ、勝手にするわ」と言うと、「俺の許可を取ったのか」と夫は態度を変えるのです。絶えず二極のどちらかで混乱させて動揺させるわけです。そして、激しいDVの後はとても優しくなることが日常茶飯に行われます。

三つ目は、妻に孤立感、無力感、不安感を持たせることで、妻は「あんないい人をこんなに怒らせるのは私が悪いのではないか」という自責、そして罪悪感を持つようになります。これが加害者の目的です。加害者の夫は行動を監視し、コントロールするようになり、友人や実家との交際を極端に嫌い、DVの責任はすべて妻にあるというふうに言います。この監視なのですが、今、私どもでは相談はできるだけセンターの中で受けさせています。ですが、1か所だけ出張相談を行っています。なぜかという、ある被害女性がGPS機能の付いた携帯電話を持たされているためです。私どものところに相談に来ると夫に知られてしまうわけです。その女性の場合、夫はある機関にだけ行くことを許していたので、その機関に相談員を出張させることにしました。こういうケースはこれまでも2件ありました。現在は1件、定期的にその機関に出張をさせています。

四つ目は、不眠や動悸です。夕方になるととても動悸がして過呼吸になってしまう方がいらっしゃいました。「なぜ私はこんなに具合が悪いんでしょう。病院に行っても、検査をしてもらっても、まったく問題ないって言われるんですけど・・・」しかし、夫の帰ってくる時間になると動悸がしてくるといいます。汗が出てくる、動悸がしてくる。私どもへの

相談によって、夫のDVが原因であったということに初めて本人は気が付きました。その症状に悩まされてから、もう30年ぐらいたっていらっしやいました。

五つ目は、対人関係の悪化です。ある女性のケースですが、友人とお話をしているところに、夫から絶えずメールや電話がかかってくるそうです。ある日、昔の職場の人とお話をしたいと、夫に2時間だけA子さんと会ってくるからといって子どもも連れて、外出しました。ところが、絶えず電話が入ったりメールが入ったりする。ゆっくりと昔の話をして、ああだったね、こうだったね、楽しかったね、こんな上司がいらっしやったねというような話をしたかったのに、もう気持ちが焦ってゆっくりお話ができない。夫はこのように電話やメールでコントロールをしているのです。もう彼女は早々に1時間で引き揚げて帰っちゃったと言っていました。

六つ目は、フラッシュバックです。これは先日、東日本大震災の被災地のある仮設住宅に住んでいる方から電話が入りました。2軒先の同じ仮設住宅から、その家の旦那さんのとても大きな怒鳴り声が聞こえてきたようです。すると、その方の元夫から怒鳴り声を毎日のように掛けられてきた昔の記憶がよみがえってきたそうです。そして体が震えるとおっしゃっていました。

七つ目は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）です。

八つ目は、うつ症状です。この症状はとても多いということが、数字的にも表れているようです。

九つ目は、「現状把握ができない」です。聡明な方でも、今、私がされていることはDVなんじゃないか、それを自分のことだというふうに分析ができない。今、私が受けているもの、これは何なんだろう。DVだと思いたくないという心理傾向もあるかもしれませんが、DVは、自分が置かれている状況を把握できないような状況にまで押し込まれていくのです。

DVは、子どもへの影響も当然あります。DVと児童虐待はセットになって起こる場合がとても多いです。先ほど、もりおか女性センターの相談件数の中の50.15パーセントがDVですというお話をいたしました。DV被害者の7割から8割には子どもがいます。母としての自信のなさや育児不安、そういうものがどうしても弱い立場の子どもへ向かいます。児童虐待をしているのは実の母ではないか、という事実を突き付けられることがたくさんあります。しかし、児童虐待をする母親たちがどういうところで暮らし、毎日の生活をどのような形で送っているのかということ、ぜひご理解いただきたいと思うのです。毎日のように繰り返さ

れる夫からの暴力、耐え切れない状況の中で、どうしても立場の弱い子どもへ怒りや不安が向かってしまう。それでまた母親たちは苦しんでいるのです。児童虐待の心理的虐待の定義に、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」も含まれています。つまり、DVが行われている家庭環境自体が児童虐待だということなのです。

では、親のDVを見ている子どもはどのようなことを思っているのでしょうか。まずは、お父さんがお母さんに暴力を振るうのは自分のせいだと思ってしまう。自分がいい子だったらお母さんはあんなに泣かなくていいんじゃないか、暴力がなくなるんじゃないか。とても心を痛めます。そして、大人の顔色を見る、いい子になろうとします。先ほどお話ししました兄弟で「お父さんが帰っていらっしゃったときに靴をちゃんと並べておこう」というケースはまさにそれです。でも、今日は靴ではしかられなかったけれども、テレビを見ていてお母さんがまたしかられている。そういう実態を私たちは見えています。それから、とても不安に思っています。いつまたお父さんが怒り出すんだらう。お父さんの機嫌が悪いと楽しみにしていたお出かけが駄目になる。朝、子どもたちはまず親の顔色を見て機嫌がいいか悪いかを判断します。遊園地に連れて行ってほしい。親のご機嫌がいいときは、子どもと「行こう、行こう。じゃあ、来週ね」って約束をします。しかし、行けるか行けないかは、その日の朝になってみないと分からない。子どもは混乱します。そして子どもたちも孤立してしまいます。成績が悪い、自分のせいなんだ、またお母さんがしかられちゃう。そのように、子どもたちがどんどん両親のDVの様子を見ながら自分自身を責める。当然、自己肯定感が下がっていくだろうと思っています。

また、子どもの成長への影響もあります。岩手県立大学看護学部の先生が実態調査をされ、女子への影響がとても大きかったと聞いています。女子の場合は、両親がモデルになることが多い。先ほど言いましたように自己肯定感・自尊感情がどんどん低くなっていきます。相手に従属し、依存するようになります。恋人の暴力を受け入れやすくなります。そして、性的逸脱が多いです。この性的逸脱が多いということは統計的に数字に現れています。

男子への影響については、行動は父親がモデルになります。支配関係を持っていれば子どもも支配関係になる。それが当たり前となっていきます。自尊感情が低いということも起こります。それから、母をはじめとする女性への軽視が始まります。問題解決を暴力で行おうとします。相手に言うことを聞かせるためには暴力を振るえばいいと。子どもたちは、小さいうちから価値観を両親から学びます。こうやって世の中を生

きていくのだと。恐ろしいことです。

次に、デート DV についてお話をします。私たちは、岩手県内のデート DV についていろいろと調査をしました。大学生と高校生と中学生に、デート DV の調査をさせていただきました。県立高校、それから市立中学校の養護教諭（保健室の先生）、校長先生等、とても協力していただきました。結果、暴力の種類は、いわゆる DV とほとんど変わりはありません。やはり「ノー」が言えない。「やめて」「嫌」という言葉がなかなか言えない。これは自尊心の低さから表現できないということがありました。それから、約 5 人に 1 人の女性がデート DV の被害を受けている。内閣府が行ったデート DV の調査では、電話やメールを使っただけの拘束や行動の監視がとても多いことがわかります。7月中旬、夏休みに入る前に、このデート DV のことについて話をしてほしいという県立高校がありました。

私たちは、そこでさまざまな暴力についてのお話をしますので、初めに、途中で気分が悪くなったり、聞くことができないなと思ったら、どうぞその席を立って結構ですと言います。そして、養護の先生にお話をするなり、私どもが同伴している相談員にお話をしてくださっても結構ですよと言います。その県立高校では、話の途中、2人の女子が席を立ちました。後で養護の先生からお話があったのですが、2人とも、私たちが話した被害のケースとまったく同じことを今、受けているとのことでした。私たちの話をとても聞いていられなかったようです。まるで自分のことを話されているような感じがしたと、感想を述べていたと聞きました。これまで4年間ほどデート DV の出前講座を岩手県内で展開しているのですが、そのような女子学生も数名いらっしゃったことは事実です。

デート DV には、ストーカー行為もあります。それから、若年層の妊娠と出産もあります。若年層の場合、加害者も被害者も暴力という認識がとても薄いです。配偶者間の DV の場合は割と啓発も進んでおりまして、「もしかしたら私が今こんなに苦しんでいるのは DV というのでしょうか」と電話でお話されたり、相談窓口でいきなりそういうお話をされる場合もあるのですが、若年層の場合は、なかなかデート DV という言葉がまだ浸透していない部分があると思います。自分のことを最優先しろとか、王子様だと言えとか、遊び半分で行っていることぐらいに思うかもしれません。しかし、それがだんだん高じていくと、本当にそこから逃げられなくなってしまうという状況になります。メールの場合は、3分以内とか5分以内に必ず返信をよこせ、ということを書いてくる。それから、今すぐ出てこいと呼び出される。ところが、今、彼女はA子さんとB子さんとでお話をして遊んでいるから、今行けないと言うと、す

ぐにそれを写メで撮って自分の携帯に送ってこい。時間を入れて、どこのお店にいるのかわかるように写メを撮って送ってこいというような指示を出すのです。

私たちは、文部科学省の委託事業で、この実態調査の後、高校生や中学生に対してどういう形でデート DV を啓発していけばいいのか、啓発活動をどうしていけばいいのかを考えました。そして、実態調査から、ワークブックとリーフレット、それからこのワークブックを学校で展開してもらうための指導者用の手引書も作りました。それらを活用しながら中学校や高校、大学にも出前講座をしています。

もう 1 つ、私たちはユースリーダーを養成しています。これは大学生や専門学校生の方たちをお願いをして、デート DV の学習をしていただきながら、出前講座のときに中学・高校と一緒にさせていただいています。自分たちでシナリオを作って劇を演じてもらうのです。肝心なところでは、私たちがきちんとお話をするのですが、私たちのような年代の者が中学生や高校生の前に立つのではなく、ユースリーダー、いわゆる大学生や専門学校生の方たちに劇を演じていただきながら、中学生や高校生の人たちと交流をしてもらう形を今とっています。これがとても人気でして、大学生や専門学校生たちもとても喜んでいきます。実は大学生たちも忙しく、なかなか平日の要望には応えにくいところがありますが、時間をつくって来てくれます。中学生や高校生は、大学生のお兄さんやお姉さんたちと一緒にお話をしながら、学びながらデート DV についてしっかりと予防をしたいと思っているのです。やはり指導的立場は、若ければ若いほどいいという結果が出ています。「今度そんなことがあったら嫌だって言うことにします」という感想を書いてくれますし、「友だちがされているのを見たことがあります」といった感想もあります。

このユースリーダーの養成講座は、既に 4 年間続けていまして、今年度も 11 月に予定をしております。この講座を受講してくれた大学生たちからも、「私は、もしかしたら、以前付き合っていた女性にデート DV をしていたかもしれない」「あのときのあれはもしかしたらデート DV だったのかもしれない」という感想をもらい、彼ら自身の気づきのきっかけにもなり、啓発としては最高に良かったなと思っております。今後、このユースリーダーたちは、自分たちが社会人になっても啓発をしてくれるだろうと思っておりますが、自分たちの友人たちがもし、デート DV の加害者または被害者であると感じたら、きちんと話をしてね、と話してあります。

被害者支援のための社会資源については、私たちはいつも十分気をつけながらお話をさせていただいております。被害者の人たちは自己肯定

感がとても落ち込んでいます。普段の何もないときであれば、自分のこれからのこと、それから、今置かれている状況をきちんと把握する力のある方たちが、DVの構図の中に押し込められていると、言いたいことも言えなくなってしまいます。それから、これは違うんですという「ノー」を言うことに、とても戸惑いを持ちます。それだけ自尊感情が下がっているということなのです。子どもたちと同じです。大人も同じなのです。ですので、私たちは、支援のとき、最新の情報と、二次被害を与えないための訓練をしっかりと身に付けることが一番大切だと思っています。

盛岡市は、東北6県の市町村で最初にDV防止のための計画を作ってくださいました。「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」というものを平成22年度に作ってくださいました。その計画の中に、もりおか女性センターに配偶者暴力相談支援センターを置くという一文が入ってございます。ですので、私たちは配偶者暴力相談支援センターとして、保護命令を書くときのお手伝いをさせていただくことができます。あとは、DV証明を発行することができます。それから、一時保護というのもさせていただいております。

今まではこれを全部、県の配偶者暴力相談支援センターに行っていたのですが、私たちにできるということはとても大きなことでした。

それから、毎月1回、1日2時間、もりおか女性センターで弁護士による相談も実施しています。相談室からそのまま同じ事務所の中の会議室に移っていただいて、相談員が付きながら法律相談をすることができます。これも盛岡市のお計らいで予算化をさせていただいております。

今、私たちは、内閣府から予算をいただきまして、東日本大震災から2か月後の昨年5月から現在まで、被災地女性のための悩み・暴力相談事業をさせていただいております。これは、年末年始を除き、毎日朝10時から夕方5時まで電話相談を行っております。それから、盛岡市内と沿岸地区2地区で対面の相談をさせていただいております。また、厚生労働省の緊急雇用促進事業を頂戴いたしまして、東日本大震災から5か月後の昨年8月から、仮設住宅を回りまして、買い物代行と安否確認の事業をさせていただいております。

もりおか女性センターで行っているこれら3つの活動の中で寄せられた相談の中から、震災に関するさまざまなお話がありましたので、事例としてお話をさせていただきます。

DVというのは、本当に被害者の自由を奪っていきます。私はこんなふうに生きたいとか、こんな夢があると考えたり、毎日仕事に出掛けるな

ど、本当に当たり前のことを当たり前にできない。私たちは自由に生きられるはずです。そのことが DV によって奪われてしまう。そんなことがあっていいのだろうかと思っています。

今後、私たちも、もりおか女性センターが続く限り、そこでさまざまな女性たちの支援をしていくということになるかと思えます。DV のサイクルの中に落とし込められ、立ち上がる力を持つことがなかなか難しい女性たちに対しては、どういう支援をしていけばいいのか、エンパワメントしてもらうためにどのような形で何をしていけばいいのだろうかということを、検討していかなければならないだろうと思っています。

この DV というのは、一つ一つ異なります。先ほど 5 つの種類を挙げましたが、その中身は千差万別です。生活環境も違っています。年齢も違っています。家族関係も異なるのです。それから、仕事を持っているか持っていないかということでも違ってきます。その人たち一人一人にどのような形で力をつけてもらうのか、そのことが大きな課題になっています。

それから、保護命令を書く。申請をされて受理される。やっと保護命令が受理されてよかったなと思っても、戻られる方はいらっしゃいます。それから、県にあります婦人保護施設に一時保護として身を寄せる方もいます。その方たちも婦人保護施設から出て、やはり DV を受けるであろう夫のところに戻られる。そういうケースはいくつもあります。でも、それは本人が選ばれたことなのです。危ないって思います。どうしてって、つい思うこともあります。でも、それは本人が選ばれたことなのです。ですので、今度また DV があつたら、ここに連絡してくださいね、出るときのためにこういうこととこういうことを準備しておきましょうねという形で、彼女とは切れない、私たちからは切らない。切れ目のない支援というのはそういうことだと私たちは思っています。

夫の DV から何とか逃げられる手段を 20 年、30 年の間に身に付けていらっしゃいます。夫がこういうふうになってきたときは言葉の暴力が来るな、こんなふうに変色が変わってくると身体的暴力かなと、それを一番よく分かっているのは被害者なのです。DV の対処法というか、かわし方とか、誰にどこに連絡をすればいいかを一番詳しくご存じなのはご本人なのです。「気を付けてくださいね。いつでもここに来てください」という話をしながら、戻られる方に相談窓口の情報が記載されたカードを渡したり、法的な手段はこういうふうにとれますよ、という情報を提供するようにしています。

私がこういうお話をしますと、加害者に対しての教育・啓発はどうなっているのだと必ずご質問を頂きます。加害者は、自分が暴力を振るっ

ているという意識があまりありません。これは暴力ではないと、矮小化したり、ないというふうに否定をしたりします。

現在、日本における DV 防止法の中の加害者更正のためのプログラムというのはありません。妻からもしかしたら DV だって言われるかなとか、妻に捨てられるかもしれないと思った人が、民間の加害者プログラムを受けようかなと思う程度のものなのです。義務化はされていません。それは、欧米と違い日本は DV を厳しく禁止していないためです。

アメリカのディズニーランドで、ある企業の方が妻に暴力を振るいました。夫は即刻警察に捕まりました。妻は先に日本へ帰ってきました。しかし、夫はずっとそのまま警察に留め置かれていました。更正プログラムを受けるということを条件に夫は日本に帰ることができました。アメリカの法律は日本の法律と違って DV を厳しく禁止しているのです。ですので、暴力を振るえば即刻逮捕されてしまいます。妻と会いたい、子どもと会いたい、家庭に戻りたいということ強く思えば、加害者更正プログラムを1週間に1回必ず受けないと、1回でも休めば、その時点ですぐに刑務所に入ることになっています。加害者更正プログラムというのは、厳しい法律と抱き合わせでないと何ら効力がないということなのです。

例えば、ある人は、「もう僕は加害者更正プログラムを受けてここまで治った」とおっしゃっていました。「治ったんだからもういいだろう」、そういうことを言って、妻に戻ってきてくれと言ったそうです。加害者プログラムを口実にしているのです。加害者プログラムを受けたということを利用してしているのです。ですが、DV の本質というのはそういうものではないのです。ですので、より厳しい法律が出来上がってくればいいなと思ったりしています。

先ほど少し性暴力のお話もさせていただいたのですが、性暴力というのも大変な人権侵害だというふうに思っています。今、新宿や渋谷で、夜、中学生や高校生たちが地方からいろんなことを求めて家を出てくるということを聞いています。様々な機関の支援によって救われて、現在は自立した生活をしているそうです。自分の実の父に性暴力を受けた、または母の恋人に性暴力を受けたという方たちが集まってくると聞いています。小学校の低学年のころから性暴力を受けている子どもたちにとっては、家の中に自分の場所がない。彼女たちは東京に出ていけば何とかなるだろうと思っているのではなくて、とにかくこの家にいたくない、そのことが第一だったそうです。そして、東京というところに憧れもあったのかもしれませんが、とにかく遠くに離れたたいという気持ちで東京に出るのだろうなと思うのです。新宿や渋谷には、地方からたくさん

少女たちが集まってきますので、そういうところへの支援がしっかりと行き届くような制度を、私たちは作ってほしいなと思っています。

日本のどこに住んでも、どこに行っても、いつでも、何歳でも、自分が守られている、安全な場所があるのだということ子どもたちに与えられる、それは私たち大人の責任なのかなと思うのです。そういうことを私たちはこれからも目指さなければならないと思いながら、予防も含めて、今後も DV に関すること、デート DV に関することについて啓発していきたいと思っています。

私たちは誰もが人として生まれてきています。そして、この日本が自分の意思で、自分が選んだ人生を、自ら生きられる社会であってほしいと、願っているところです。 ご清聴ありがとうございました。